

年金額の特例水準の解消開始

— 将来の給付減に備えた対策が課題 —

年金額の特例水準が段階的に解消され、2013年10月に1.0%、2014年4月に1.0%、2015年4月に0.5%引き下げられる。特例水準の解消後には、マクロ経済スライドの実施が予定されており、将来の年金給付水準はさらに低下する見通しである。

2012年の年金改革関連法の施行に基づき、2013年10月分（支給は11月分とあわせて12月）から年金額の特例水準の解消が開始された。

年金受給者の年金額は、物価の変動に応じて改定される物価スライドの仕組みが導入されており、前年（1月から12月まで）の消費者物価指数の変動に応じ、翌年4月から自動的に年金額が改定される。しかし、2000年度から2002年度にかけて、物価が下落したにもかかわらず、特例法で年金額を据え置いたことなどにより、これまで年金額の本来の水準（本来水準）よりも高い水準（特例水準）の年金が支給されてきた。2013年4～9月の時点で、特例水準は本来水準を2.5%上回っていた（図表1）。

厚生労働省によると、特例水準による年金給付が続けられたことにより、2000年度から2012年度までの累計で、本来水準より約8兆円多く年金給付が行われているという。このまま特例水準による年金給付を続けると、将来の年金受給者となる現役世代

の年金水準の確保が難しくなりかねない。そこで、2012年の年金改革では、年金財政の改善を図るとともに、世代間の公平を図る観点から、段階的に特例水準の解消を図ることが決定された。

特例水準2.5%の解消は、2013年度から2015年度までの3年間で段階的に実施されることになっており、それぞれ2013年10月に1.0%、2014年4月に1.0%、2015年4月に0.5%減額される。ただし、実際の支給額には、物価・賃金の変動が反映されるため、物価・賃金が上昇すれば引き下げ幅は縮小し、下落すれば引き下げ幅は拡大する。

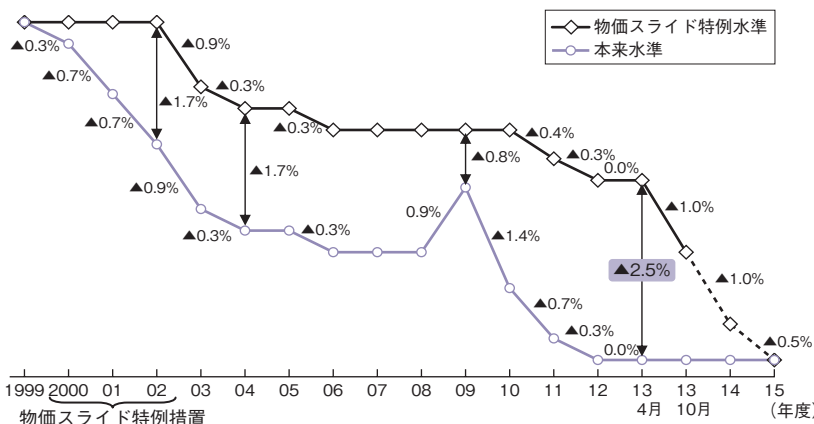
特例水準解消後の年金額

まず、特例水準の段階的な解消による年金額の変化を確認する。なお、特例水準の解消により実際に引き下げられる額については、端数処理等の理由により、2013年9月の年金額に所定の減額率を乗じた額と完全に一致するものではない。

厚生年金世帯について、男女とも男女別平均賃金で40年間厚生年金に加入した場合の年金額の変化をみると、特例水準解消前（2013年9月）と比較した解消後（2015年4月）の年金額は、男性単身世帯は4千円、女性単身世帯は3千円減少する。夫婦世帯では、夫が40年間厚生年金に加入し、妻は40年間専業主婦の世帯で6千円減少、夫婦とも40年間厚生年金に加入した世帯で7千円減少となる。

一方、国民年金のみの世帯（国民

●図表1 年金額の特例水準と本来水準の推移



(資料)厚生労働省

年金第1号被保険者の世帯)については、40年間加入(40年間保険料納付済期間)で単身世帯が2千円減少、夫婦世帯が3千円減少となる(図表2)。

マクロ経済スライドの実施による将来の年金額

続いて、特例水準の解消後に、マクロ経済スライドが実施された際の年金額の変化を確認する。

2004年の年金改正では、長期的な給付と負担の均衡を図る仕組みとしてマクロ経済スライドが導入された。マクロ経済スライドとは、年金額の改定の際に、現役世代の減少(現役世代全体でみた保険料負担能力の低下)と平均余命の伸び(受給者全体でみた給付費の増大)を勘案した一定率を反映させて、年金水準を抑制する仕組みである。

マクロ経済スライドは、デフレ経済下では発動しない仕組みとなっていることなどから、2004年の導入以降、これまで一度も実施されていない。マクロ経済スライドによる年金額の改定は、特例水準の解消後に実施することとされており、予定通りに特例水準が解消されれば、2016年度以降の年金額の改定からマクロ経済スライドの実施が可能になる。

マクロ経済スライドによる年金額の調整の終了時期は、その後の財政検証において、年金財政の均衡を保つことができると見込まれるようになった時点とされている。前回2009年の財政検証によると、調整終了時期は厚生年金が2019年度、基礎年金が2038年度となる見通しである。そこで、特例水準の解消による年金額の変化をみた世帯について、特例水準解消前の2013年9月の年金額と、スライド調整終了後の

2038年度の年金額を比較すると、厚生年金世帯では約2割減少、国民年金世帯では約3割減少となる見通しである。なお、2038年度の年金額は、2009年の男女別平均の手取り賃金に2038年度時点の所得代替率(手取り賃金に対する年金額の割合)を乗じて算出しているため、2009年の財政検証結果で示された額とは異なる。

高齢期の所得や資産の確保が課題

少子高齢化が進行するなか、世代間扶養の賦課方式の要素が強いわが国の公的年金制度を維持するには、給付水準の抑制はやむを得ない。また、実施が見送られてきたマクロ経済スライドについても、調整を早期に開始することは、将来の年金受給者となる現役世代の年金水準を確保することにつながるため、特例水準の解消後は速やかに実施する必要がある。

スライド調整終了後の年金額については、前述の通り、厚生年金世帯で約2割、国民年金世帯で約3割の給付水準の引き下げとなるため、今後は高齢期の所得や資産の確保が課題になる。そのための有力な手段としては、厚生年金の適用を拡大して厚生年金を受給する世帯を増加させることや、確定拠出年金の加入対象者や拠出限度額の拡大による私的年金の拡充等により、高齢期に備えた資産形成を促進することが求められる。■

みずほ総合研究所 政策調査部
 上席主任研究員 堀江奈保子
 naoko.horie@mizuho-ri.co.jp

●図表2 特例水準解消・スライド調整による年金額の変化

(単位:万円)

			2013年9月 ①	特例水準解消			スライド調整終了後 2038年4月 ⑤	年金額の変化	
				2013年10月 (1%減) ②	2014年4月 (1%減) ③	2015年4月 (0.5%減) ④		④-①	⑤-①
厚生年金世帯	単身世帯	男性	16.5	16.4	16.2	16.1	12.9	▲0.4	▲3.6
		女性	12.7	12.5	12.4	12.3	9.8	▲0.3	▲2.9
	夫婦世帯	専業主婦	23.1	22.9	22.6	22.5	17.6	▲0.6	▲5.5
		共働き	29.2	28.9	28.6	28.5	22.6	▲0.7	▲6.6
国民年金世帯	単身世帯	6.6	6.5	6.4	6.4	4.7	▲0.2	▲1.9	
	夫婦世帯	13.1	13.0	12.8	12.8	9.4	▲0.3	▲3.7	

(注)1. いずれも2013年度価格、月額。物価・賃金の変動による年金額の変化を見込んでいない。
 2. 厚生年金世帯は男女とも平均賃金で40年加入、専業主婦世帯は妻が40年専業主婦の世帯。国民年金世帯は40年加入し、全期間が保険料納付済期間の場合。
 3. 特例水準の解消により、実際に引き下げとなる額については、法律で定められた計算方法により年金額を計算することに加え、端数処理等の理由により2013年9月の年金額に所定の減額率を乗じた額と完全に一致するものではない。
 4. ⑤は、2009年の手取り賃金に2038年度時点の所得代替率を乗じて算出しているため、2009年の財政検証結果で示された額とは異なる。
 (資料) 社会保障審議会年金数理部会「平成21年財政検証・財政再計算に基づく公的年金制度の財政検証」(2011年3月)よりみずほ総合研究所作成